

○総務省告示第二百四十号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第三項の規定に基づき、電気通信分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年総務省告示第四百十八号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成三十年七月六日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	第1 現状認識	第1 現状認識
第1 現状認識	<p>1 全体の傾向</p> <p>電気通信分野の中核となる、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく登録又は届出を行っている電気通信事業者の数は、平成29年度末時点で1万9,079者である。平成29年情報通信業基本調査によれば、平成28年度における電気通信業の売上高は17兆円、常時従業者数は15万2,906人、事業所数は1,822事業所（同調査における回答企業356者の合計）である。</p> <p>固定通信と移動通信の売上高比率は、平成28年度において、固定通信が全体の31.4%、移動通信が全体の51.4%となっている。スマートフォン等の普及を背景に移動通信の売上が年々増加し、固定通信の売上は減少している。また、売上高の役割別比率をみると、音声伝送業務の割合が全体の26.1%、データ伝送業務は全体の56.8%となっている（平成29年情報通信業基本調査）。映像系コンテンツやSNSなどの利用拡大などを背景に、平成23年度にデータ伝送業務の売上が音声伝送業務を上回り、平成24年度以降もその差は拡大している。</p> <p>電気通信業について、主要業務ごとのサービス概況は次のとおりである。</p> <p>電話については、固定通信が減少傾向にある一方、移動通信（携帯電話・PHS）及びOABJ型IP電話は堅調な伸びを示している。また、050型IP電話は、近年横ばいで推移している。平成28年度における移動通信の契約数は、総人口を大きく超える1億6,608万に達している（平成29年版情報通信白書）。</p> <p>フロンティアバンドについては、平成28年度末において、固定系超高速フロンティアバンド整備率は99.0%、移動系超高速フロンティアバンド整備率は99.8%となっている（平成29年総務省調査）。</p> <p>固定系フロンティアバンドの中では、DSLが減少し、より高速なサービスを提供するFTTHとCATVが増加しており、固定系フロンティアバンドに占めるFTTHの比率は、平成28年度末で75.8%に達している（平成29年版情報通信白書）。</p> <p>また、移動系超高速フロンティアバンドについても、スマートフォンやタブレットの普及と連動して契約数が急速に増加しており、平成29年度末において、3.9-4世代携帯電話（LTE）は12,073万（前年同期比17.3%増）、BWAは5,823万（前年同期比21.6%増）に達している（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成29年度第4四半期（3月末））」）。</p> <p>移動通信におけるMVNOは、回線をMNOや他のMVNOから借りるために設備投資を抑制でき、比較的小規模な事業者でも参入しやすい特徴があるため、平成29年度末時点におけるMVNOサービス提供者数は800者を超え、契約数は1,840万に達している。また、近年、他の電気通信事業者からFTTHの卸電気通信業務の提供を受けてサービスを提供するFVNOサービスの提供も進んでおり、平成29年度末におけるFTTHの契約数3,030万のうち、卸電気通信業務を利用して提供される契約数は1,382万（45.6%）となっている（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成29年度第4四半期（3月末））」）。</p> <p>法人向けの専用線等市場については、国内専用線の回線数（平成27年度末で36.8万回線）が減少する一方で、IPVPNサービス（平成28年度末で58.3万契約）及び広域イーサネット</p>	<p>第1 現状認識</p> <p>1 全体の傾向</p> <p>電気通信分野の中核となる、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく登録又は届出を行っている事業者の数は、平成27年度末時点で1万7,519者である。平成27年情報通信業基本調査によれば、平成26年度における電気通信業の売上高は17兆円、常時従業者数は16万6,469人、事業所数は2,526事業所（同調査における回答企業371者の合計）である。</p> <p>固定通信と移動通信の売上高比率は、平成25年度において、固定通信が全体の32.9%、移動通信が全体の55.8%となっている。スマートフォン等の普及を背景に移動通信の売上が年々増加し、固定通信の売上は減少している。また、売上高の役割別比率をみると、音声伝送業務の割合が全体の33.8%、データ伝送業務は全体の54.9%となっている（平成26年情報通信業基本調査）。映像系コンテンツやSNSなどの利用拡大などを背景に、平成23年度にデータ伝送業務の売上が音声伝送業務を上回り、平成24年度以降もその差は拡大している。</p> <p>電気通信業について、主要業務ごとのサービス概況は次のとおりである。</p> <p>電話については、固定電話が減少傾向にある一方、移動通信（携帯電話・PHS）及びOABJ型IP電話は堅調な伸びを示している。また、050型IP電話は、近年横ばいで推移している。平成27年度における移動通信の契約数は、総人口を大きく超える1億6,048万に達している（平成28年版情報通信白書）。</p> <p>フロンティアバンドについては、平成26年度末において、超高速フロンティアバンドの利用可能世帯率は約100%となっている（平成28年版情報通信白書）。</p> <p>利用実態としては、平成27年度末において、固定系超高速フロンティアバンドの世帯利用率は56.5%、固定系フロンティアバンドの世帯利用率は68.3%となっている。利用率は緩やかに増加しているが、固定系フロンティアバンドに加入しない世帯が3割を超えており、拡大の余地を残している。固定系フロンティアバンドの中では、DSLが減少し、より高速なサービスを提供するFTTHとCATVが増加しており、固定系フロンティアバンドに占めるFTTHの比率は、平成27年度末で73.7%に達している（平成28年版情報通信白書）。</p> <p>また、移動系超高速フロンティアバンドについても、スマートフォンやタブレットの普及と連動して契約数が急速に増加しており、平成27年度末において、3.9-4世代携帯電話（LTE）は8,739万（前年同期比28.9%増）、BWAは3,521万（前年同期比80.9%増）に達している（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成27年度第4四半期（3月末））」）。</p> <p>移動通信におけるMVNOは、回線をMNOや他のMVNOから借りるために設備投資を抑制でき、比較的小規模な事業者でも参入しやすい特徴があるため、平成27年度末時点におけるMVNOサービス提供者数は600者を超え、契約数は1,269万に達している。また、近年、他の電気通信事業者からFTTHの卸電気通信業務の提供を受けてサービスを提供するFVNOサービスの提供も進んでおり、平成27年度末におけるFTTHの契約数2,787万のうち、卸電気通信業務を利用して提供される契約数は669万（24.0%）となっている（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成27年度第4四半期（3月末））」）。</p> <p>法人向けの専用線等市場については、国内専用線の回線数（平成26年度末で39.4万回線）が減少する一方で、IPVPNサービス（平成27年度末で57.1万契約）及び広域イーサネット</p>

トサービス（平成28年度末で53.1万契約）の契約数は増加の傾向にあり、レガシー網からI  
P網への移行が顕著となっている（平成29年版情報通信白書）。

電気通信は、我が国の国民生活にとって必要不可欠な基盤となっており、また、平常時  
だけではなく災害等の非常時にも、極めて重要な役割を果たしている。今後、パソコンやスマ  
ートフォンなどの従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世  
界中の様々なモノがインターネットにつながる本格的なIoT時代においては、一層、その  
重要性が高まるものと考えられ、サービスの持続性を確保することが不可欠となっている。  
また、電気通信は、他の業種の経営力を向上させるための手段として重要な役割を果たし  
ているため、電気通信分野における取組は我が国の経済全体の生産性向上にも大きく寄与  
するとともに、我が国が抱える「過疎化」、「少子高齢化」、「医師不足」等の様々な課題の  
解決に貢献することも期待される。

## 2 業態の特徴

平成29年情報通信業基本調査によれば、資本金が3億円未満の事業者が52.8%（回答者数  
375者）、従業者数が300人未満の事業者が91.3%（回答者数309者）となっている。

他方、同調査によれば、電気通信業の労働生産性（付加価値額/従業者数）は4,648万円/  
人となっており、情報通信業における平均値である1,332万円/人の約3.5倍に達する非常に  
高い値となっている。

また、電気通信業には多様な事業形態があるが、大きく分けると、自ら電気通信回線設備  
を設置して事業を行う者と他者の電気通信回線設備を利用することにより事業を行う者に分  
けることができる。

一般的には、前者は労働力よりも資本設備により大きく依存する資本集約型産業であり、  
技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることに上  
り、サービスの多様化・高度化等を行う必要がある。後者は、前者に比べて資本設備への依  
存が小さく、収益を確保するためには、付加価値の高いサービスや差別化されたサービスの  
提供等が必要となる。

電気通信市場が多様化する中で、大規模事業者を中心に、複数のサービスを組み合わせる  
ことでユーザを囲い込む動きが加速している。固定電話・プロードバンド・IPTV・携帯  
電話などの通信サービスに加えて、電力やガスなどの公共サービスのセット販売やポイン  
トサービス・決済サービス等と連動させる動きも盛んである。また、本格的なIoT時代に  
向けて、自動車やヘルスケアなど異業種企業との連携、通信だけではなくシステム構築や  
データ解析などを含めたトータルソリューションを提供する動きも見られる。中小事業者に  
とっては、このような大規模事業者の動きを踏まえた対応も大きな課題である。

インターネットにおいて、自ら通信インフラを持たずにサービスを提供するOTT（Ov  
er-Top）と呼ばれる事業者が、グローバルに急成長しているのも近年の大き  
な特徴である。OTT事業者が映像サービス等を提供することで、プロードバンド契約者の  
総ダウンロードトラフィックが平成29年11月には前年同月比31.6%増の10.8Tbpsに達する  
（総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算 2012年11月の集計結  
果の公表」）など、ネットワークのリソースがひっ迫し、国内の電気通信事業者は多大な設  
備投資を迫られている。収益モデルによっては、電気通信事業者は増加する投資コストを回  
収できないおそれがあり、経営上の重要な課題となっている。

電気通信市場は技術革新のペースが速いことも特徴であり、最新技術をタイムリーに導入  
することが競争力維持の鍵となる。近年ではスマートフォン、クラウドコンピューティング、  
LTE、FTTHなどが市場を牽引してきたが、今後も5G、スモールセル、IPv  
6、IoT、エッジコンピューティング、SDN等のソフトウェア制御技術、次世代無線L

トサービス（平成27年度末で49.3万契約）の契約数は増加の傾向にあり、レガシー網からI  
P網への移行が顕著となっている（平成28年版情報通信白書）。

電気通信は、我が国の国民生活にとって必要不可欠な基盤となっており、また、平常時だ  
けではなく災害等の非常時にも、極めて重要な役割を果たしている。今後、パソコンやスマ  
ートフォンなどの従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世  
界中の様々なモノがインターネットにつながる本格的なIoT時代においては、一層、その  
重要性が高まるものと考えられ、サービスの持続性を確保することが不可欠となっている。  
また、電気通信は、他の業種の経営力を向上させるための手段として重要な役割を果たし  
ているため、電気通信分野における取組は我が国の経済全体の生産性向上にも大きく寄与  
するとともに、我が国が抱える「過疎化」、「少子高齢化」、「医師不足」等の様々な課題の  
解決に貢献することも期待される。

## 2 業態の特徴

平成27年情報通信業基本調査によれば、資本金が3億円未満の事業者が51.0%（回答者数  
407者）、従業者数が300人未満の事業者が91.0%（回答者数343者）となっている。

他方、同調査によれば、電気通信業の労働生産性（付加価値額/従業者数）は4,090万円/  
人となっており、情報通信業における平均値である1,393万円/人の約3倍に達する非常に  
高い値となっている。

また、電気通信業には多様な事業形態があるが、大きく分けると、自ら電気通信回線設備  
を設置して事業を行う者と他者の電気通信回線設備を利用することにより事業を行う者に分  
けることができる。

一般的には、前者は労働力よりも資本設備により大きく依存する資本集約型産業であり、  
技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることに上  
り、サービスの多様化・高度化等を行う必要がある。後者は、前者に比べて資本設備への依  
存が小さく、収益を確保するためには、付加価値の高いサービスや差別化されたサービスの  
提供等が必要となる。

電気通信市場が多様化する中で、大規模事業者を中心に、複数のサービスを組み合わせる  
ことでユーザを囲い込む動きが加速している。固定電話・プロードバンド・IPTV・携帯  
電話などの通信サービスに加えて、電力やガスなどの公共サービスのセット販売やポイン  
トサービス・決済サービス等と連動させる動きも盛んである。また、本格的なIoT時代に  
向けて、自動車やヘルスケアなど異業種企業との連携、通信だけではなくシステム構築や  
データ解析などを含めたトータルソリューションを提供する動きも見られる。中小事業者に  
とっては、このような大規模事業者の動きを踏まえた対応も大きな課題である。

インターネットにおいて、自ら通信インフラを持たずにサービスを提供するOTT（Ov  
er-Top）と呼ばれる事業者が、グローバルに急成長しているのも近年の大き  
な特徴である。OTT事業者が映像サービス等を提供することで、プロードバンド契約者の  
総ダウンロードトラフィックが平成28年5月には前年同月比50.1%増の6.9Tbpsに達する  
（総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算 2016年5月の集計結  
果の公表」）など、ネットワークのリソースがひっ迫し、国内の電気通信事業者は多大な設  
備投資を迫られている。収益モデルによっては、電気通信事業者は増加する投資コストを回  
収できないおそれがあり、経営上の重要な課題となっている。

電気通信市場は技術革新のペースが速いことも特徴であり、最新技術をタイムリーに導入  
することが競争力維持の鍵となる。近年ではスマートフォン、クラウドコンピューティング、  
LTE、FTTHなどが市場を牽引してきたが、今後も5G、スモールセル、IPv  
6、IoT、エッジコンピューティング、SDN等のソフトウェア制御技術、次世代無線L

AN、AR・VR、自動走行車・コネクテッドカー、シェアリングエコノミー、AIなど様々な技術・サービスに対応した投資・人材育成を進めていく必要がある。

なお、本格的なIoT時代に必要不可欠とされているIPv6については、契約者数が10万以上のISP事業者では76.9%がIPv6接続サービスを提供しているが、契約者数が1万未満のISP事業者では14.5%しか対応していない(平成29年版情報通信白書)ため、今後は、中小事業者においても更なる対応率の上昇が期待されることである。

その他、情報通信が国民生活の基盤インフラとしての存在感を強める中で、セキュリティや安心・安全に対する脅威も増加しており、電気通信事業者等にとってセキュリティの強化、個人情報保護、消費者保護及び青少年保護は重要な課題である。

## 第2 経営力向上の内容に関する事項

### 【1 略】

### 2 具体的事項

現に有する経営資源又は事業承継等により他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源に関し、電気通信分野においては、経営力向上に向けて、一のイからエまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる電気通信事業者等の規模に応じ、同表右欄に掲げるところにより、実施するものとする。

#### 一 経営力向上の内容

##### 【イ～ニ 略】

##### ホ 他 の 電 気 通 信 事 業 者 等 と の 連 携 等 強 化

他の電気通信事業者等との水平方向連携(ネット販売等)、垂直方向連携(隣接レイヤサービスとのワンストップ提供等)又は他の電気通信事業者等からの事業承継等により提供サービスの拡充を図る。また、電気通信事業以外の事業を行う者との連携等又は他の電気通信事業以外の事業を行う者からの事業承継等により各産業のサービス(電力、ガス、ヘルスケア、教育、ゲーム等)と電気通信を組み合わせたサービスを提供する。

##### 【ヘ・ト 略】

### エ 経営資源の組合せ

サービスの提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせる。

### 【イ～エ 略】

### 二 規模別の整理

#### イ 現に有する経営資源を利用する場合

小規模(常時使用する従業員の数が20人以下)	一イからトまでに掲げる事項のうち1項目以上 一リからラまでに掲げる事項のうち1項目以上 合計2項目以上
上記以外	一イからトまでに掲げる事項のうち1項目以上 一リからラまでに掲げる事項のうち1項目以上 合計3項目以上

#### ロ 事業承継等により他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

小規模(常時使用する従業員の数が20人以下)	一イからトまでに掲げる事項のうち1項目以上 一リからラまでに掲げる事項のうち1項目以上 合計2項目以上
上記以外	一イからトまでに掲げる事項のうち1項目以上

AN、AR・VR、自動走行車・コネクテッドカー、シェアリングエコノミー、AIなど様々な技術・サービスに対応した投資・人材育成を進めていく必要がある。

なお、本格的なIoT時代に必要不可欠とされているIPv6については、契約者数が10万以上のISP事業者では約86%がIPv6接続サービスを提供しているが、契約者数が1万未満の事業者では18%程度の事業者しか対応していない(平成26年12月総務省調査)ため、今後は、中小事業者においても更なる対応率の上昇が期待されることである。

その他、情報通信が国民生活の基盤インフラとしての存在感を強める中で、セキュリティや安心・安全に対する脅威も増加しており、事業者にとってセキュリティの強化、個人情報保護、消費者保護及び青少年保護は重要な課題である。

## 第2 経営力向上の内容に関する事項

### 【1 同左】

### 2 具体的事項

電気通信分野においては、経営力向上に向けて、一のイからエまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる事業者の規模に応じ、同表右欄に掲げるところにより、実施するものとする。

#### 一 経営力向上の内容

##### 【イ～ニ 同左】

##### ホ 他 事 業 者 と の 連 携 等 強 化

他の電気通信事業者等との水平方向連携(ネット販売等)、垂直方向連携(隣接レイヤサービスとのワンストップ提供等)により提供サービスの拡充を図る。また、電気通信事業以外の事業を行う者との連携等により、各産業のサービス(電力、ガス、ヘルスケア、教育、ゲーム等)と電気通信を組み合わせたサービスを提供する。

##### 【ヘ・ト 同左】

### 【新設】

### 【イ～エ 同左】

### 二 規模別の整理

小規模(常時使用する従業員の数が20人以下)	一イからルまでに掲げる事項のうち1項目以上 一チからルまでに掲げる事項のうち1項目以上 合計3項目以上
上記以外	一イからトまでに掲げる事項のうち1項目以上 一チからルまでに掲げる事項のうち1項目以上 合計3項目以上

ーリからラまでに掲げる事項のうち1項目以上  
合計3項目以上

第3 経営力向上の実施方法に関する事項

【1 略】

2 指標等

計画策定に当たり、電気通信事業者等が目標とすべき指標等は、次の一又は二に掲げる区分に応じてそれぞれ又は二に定めるものとする。

一 現に有する経営資源を利用する場合

次に掲げるいずれかの指標とする。

イ 労働生産性

労働生産性(注)について、原則として、5年間の計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間である5年後までに2%以上、4年間の場合は1.5%以上、3年間の場合は1%以上向上させることを目標として設定することとする。

ただし、電気通信分野では、MVNOやFVNOとして、他の電気通信事業者から御電気通信業務の提供を受けてサービスを提供する事業形態に移行し、経営力の強化を図ることが想定される。そのため、必ずしも減価償却費を加味した労働生産性を指標とすることが適切とは限らないことから、減価償却費を除外した方法で計算する「労働生産性」を指標とするなど、事業内容等を踏まえて柔軟に目標を設定できることとする。また、目標とする数値についても、事業内容等を踏まえて弾力的に設定できることとする。

なお、地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループAによる申請については、グループ全体としての指標又はグループ参加者個々の指標のいずれかとする。

(注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)で除したものである。

ロ 売上高経常利益率

売上高経常利益率について、5年間の計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間である5年後までに5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は3%以上向上させることを目標として設定することとする。ただし、目標とする数値については、事業内容等を踏まえて弾力的に設定できることとする。

ハ I P v 6への対応

電気通信事業者が提供するサービスについて、I P v 6未対応のものがある場合、計画期間の終了時までに全てのサービスをI P v 6に対応させることを目標として設定することとする。

二 事業承継等により他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

イ 事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等(中小企業等経営強化法第2条第10項第9号に掲げるものを除く。)を行う場合にあつては、事業の継続が困難である他の電気通信事業者等の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

ロ 指標

次に掲げるいずれかの指標とする。

第3 経営力向上の実施方法に関する事項

【1 同左】

2 経営指標

計画策定に当たり、事業者が目標とすべき指標は、次のいづれかとする。

一 労働生産性

労働生産性(注)について、原則として、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が2%以上、4年間の場合は1.5%以上、3年間の場合は1%以上の目標を定める。

ただし、電気通信分野では、MVNO制度やFVNO制度を活用し、自らの電気通信回線設備による事業展開から他者の電気通信回線設備を活用した事業展開に移行することにより経営力の強化を図る事業者が想定されるなど、必ずしも減価償却費を分子に含めた「労働生産性」で評価することが適切とは限らないと考えられることから、分子から減価償却費を除外した方法で計算する「労働生産性」でもよいこととするなど、事業内容・計画を踏まえ柔軟に認めることができることとする。

また、経営指標の数値についても、事業内容又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

なお、地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループAによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

(注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)で除したものである。

二 売上高経常利益率

売上高経常利益率について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が5%以上のものを求める。計画期間が4年間の場合は4%以上の目標を、3年間の場合は3%以上の目標を求める。ただし、事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

三 I P v 6への対応

事業者が提供するサービスについて、I P v 6未対応のものがある場合、計画期間の終了時までに全てのサービスをI P v 6に対応する目標であることを求める。

<p>(1) 労働生産性</p> <p>労働生産性(注)について、原則として、5年間の計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間である5年後までに2%以上、4年間の場合は1.5%以上、3年間の場合は1%以上向上させることを目標として設定することとする。</p> <p>ただし、電気通信分野では、MVNOやFVNOとして、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供する事業形態に移行し、経営力の強化を図ることなどが想定される。そのため、必ずしも減価償却費を加味した労働生産性を指標とすることが適切とは限らないことから、減価償却費を除外した方法で計算する「労働生産性」を指標とするなど、事業内容等を踏まえて柔軟に目標を設定できることとする。また、目標とする数値についても、事業内容等を踏まえて弾力的に設定できることとする。</p> <p>なお、地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標又はグループ参加者個々の指標のいずれかとする。</p> <p>(注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)で除したものである。</p> <p>(2) 売上高経常利益率</p> <p>売上高経常利益率について、原則として、5年間の計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間である5年後までに5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は3%以上向上させることを目標として設定することとする。ただし、目標とする数値については、事業内容等を踏まえて弾力的に設定できることとする。</p> <p>(3) I P v 6への対応</p> <p>電気通信事業者が提供するサービスについて、I P v 6未対応のものがある場合、計画期間の終了時までに全てのサービスをI P v 6に対応させることを目標として設定することとする。</p>	<p>第4 経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項</p> <p>1 雇用への配慮</p> <p>国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。<u>組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。</u></p> <p>2 地域経済の健全な発展</p> <p>国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用することにより経営力向上をしようとする電気通信事業者等に対して、<u>地域経済の維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。</u></p> <p>3～7 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重と線を付した表記部分を除く全体に付したと線は注記がある。</p>	<p>第4 経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項</p> <p>1 雇用への配慮</p> <p>国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>2～6 [同左]</p>

## 附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。